

会社と従業員を守る！人事労務体制の整備や社内教育の徹底を図りましょう！

# 最新の労働法改正への対応と 労使トラブル防止のための実務



～問題社員の実務対応・会社と従業員を守るための方法～

- ★令和7年度、最新の労働法の改正点が理解できる
- ★社内体制をどう整備したら良いか理解できる
- ★法改正で環境が変わる中で、時代に即した就業規則や労働契約書等の作成ポイントがしっかりわかる！

## 【講座内容】

- 令和7年度の労働法改正と注意点
  - 育児・介護休業法と企業が打つべき施策
  - 労使トラブルを防止するための実務対応方法
    - ・問題社員を見抜くための採用面接のコツ ～質問のポイント～
    - ・問題社員に対する指導法 ・懲戒処分の仕方と就業規則の記載方法
    - ・退職させたい社員が出てしまった場合の対処法 ・指導書の出し方、実例 等
- ※問題社員・・・無断欠勤を繰り返している社員、ハラスメントを行っている社員、業務命令に従わない社員等

働き方改革関連の法改正が進み、令和7年度も労働法関係の改正事項があります。このような労使関係の変化する中で、企業も社内体制を見直すなど環境を整備する必要があります。そこで本講座では、労働法改正のポイントと対応方法を学んでいただき、またそれに付随し増加傾向にある労使トラブル防止のための実務をわかりやすく解説いたします。ご参加をお待ちしております。

開催日：9月17日(水)14:00～16:00

◆会場 新井商工会議所 3階(大ホール)  
(妙高市下町 7-1)

- ◆受講料 無料 (会員・非会員 問わず)
- ◆定員 20名 (先着順)
- ◆対象者 中小・小規模事業者

<お申し込み方法>

9月12日(金)までに、右記二次元バーコードまたは、FAXにてお申込みください。

〈主催〉新井商工会議所 TEL:0255-72-2425

WEB  
申込は  
こちら



講師

〈講師プロフィール〉

くらなか かずひろ

蔵中 一浩

氏・横浜リンケージ社労士事務所 代表・特定社会保険労務士

管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

9/17(水)開催 『最新の労働法改正への対応と労使トラブル防止のための実務』 受講申込書

新井商工会議所 行 ⇒ FAX:0255-73-7525

(申込日: 年 月 日)

|                  |  |   |   |   |  |
|------------------|--|---|---|---|--|
| 事業所名             |  | T | E | L |  |
| 所在地              |  | F | A | X |  |
| 受講者氏名 (複数のご参加可能) |  |   |   |   |  |

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。